6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Jungpflanzen Claus & Torsten Kuhne GbR
Radeburger Landstrasse 12, 01108 Dresden, Germany
7　出願公表の年月日　平成25年２月25日

1　品種登録の番号　第24274号
2　品種登録の年月日　平成27年３月26日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Primula L.
4　登録品種の名称　オーロラスペシャルD
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
酒井大
長野県伊那市大字東春近4184番地
7　出願公表の年月日　平成23年７月26日

1　品種登録の番号　第24275号
2　品種登録の年月日　平成27年３月26日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Vaccinium L.
4　登録品種の名称　セイボリー
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Florida Foundation Seed Producers, Inc.
3913 Hwy 71, Greenwood, Florida 32443 USA
7　出願公表の年月日　平成21年４月22日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百三十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十七年三月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道４号改築工事（鏡石拡幅・福島県岩瀬郡鏡石町久来石地内から同町高久田地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　福島県岩瀬郡鏡石町久来石、笠石、桜岡、境、中町、中央、不時沼、五斗蒔町、鏡沼、大池、蒲之沢町及び高久田地内

２　使用の部分　福島県岩瀬郡鏡石町久来石、笠石、桜岡、境、中町、不時沼、五斗蒔町、鏡沼、大池、蒲之沢町及び高久田地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県岩瀬郡鏡石町久来石地内から同町高久田地内までの延長4.9㎞の区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道４号改築工事（鏡石拡幅）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同法第13条第１項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道４号（以下「本路線」という。）は、東京都中央区を起点とし、福島市、仙台市等を経由して、青森市に至る延長約889㎞の主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、鏡石町の既成市街地を通過しており、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の鏡石スマートインターチェンジにも近接していることなどから、地域住民による地域内交通と物流等による通過交通とに広く利用されている。

しかしながら、現道は自動車交通量が多いにもかかわらず２車線の道路であることから、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、福島県岩瀬郡鏡石町岡ノ内地内で23,798台／日であり、混雑度は1.66となっている。

本件事業の完成により、現道が４車線に拡幅されることから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年５月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、準絶滅危惧として掲載されているクロマルハナバチ及びトウキョウダルマガエルその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているエビネが確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、福島県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第１級の規格に基づき、現道を４車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成15年５月９日に都市計画決定された都市計画と、幅員構成を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。